

助成事業名	立地企業補助金（空き公共施設整備事業）					
-------	---------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	6-1	県主管課	企業立地課	室	企画・誘致推進班	内線	2444
事業実施主体	市町村	関係省庁名							

事業の目的・概要	県内への企業立地を促進することにより、経済の活性化と雇用の確保を図るために、県内への企業誘致のインセンティブとして立地企業及び産業用地の整備等に係る支援を行う市町村に対し補助金を交付する。		○補助の要件 ・改修対象となる空き公共施設が特定振興地域の区域内にあること。 ・改修対象となる空き公共施設に立地する企業が決定していること。 ・市町村と立地企業との間で、改修対象となる空き公共施設の賃貸借契約又は使用貸借契約が締結されていること。 ・改修対象となる空き公共施設について、当該補助金の交付を受けていないこと。	留意事項					
	千葉県立地企業補助金交付要綱								
根拠法令等			補助対象事業・補助基準等	事例等	令和元年度 制度創設 令和元年度 (1件) 長南町 令和2年度 (0件) 令和3年度 (2件) 長南町 東庄町 令和4年度 (2件) 山武市 長南町 令和5年度 (0件)				
申請時期・手続き等	4	※申請は随時（参考例） 改修計画の申請 ※申請は、改修工事着工前に行う必要がある。	補助率・額	備考	対象市町村等数		※		
	5	改修計画の認定 工事着工			実施市町村等数（5年度）		0		
申請時期・手続き等	6		補助率・額	備考	令和6年度当初予算額 637,900千円 (企業向けも含めた立地補助金全体の予算額) ※補助要件に該当するもの				
	7								
申請時期・手続き等	8		補助率・額	備考					
	9								
申請時期・手続き等	10	工事完了（操業開始）	補助率・額	備考					
	11								
申請時期・手続き等	12		補助率・額	備考					
	1	補助金の交付申請 補助金の交付決定 実績報告 補助金の額の確定 補助金交付 事業状況報告							

助成事業名	立地企業補助金（産業用地整備事業）					
-------	-------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	6-2	県担当課	企業立地課	室	産業用地整備支援室	内線	2749
事業実施主体	市町村								関係省庁名

事業の目的・概要	県内への企業立地を促進することにより、経済の活性化と雇用の確保を図るために、県内への企業誘致のインセンティブとして立地企業及び産業用地の整備等に係る支援を行う市町村に対し補助金を交付する。			○補助の要件 ・事業の採算性が確認できること。 ・工場等に供する用地が、次に掲げるいずれかの区域内に存すること。 ア 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第三条第一項の規定により作成された工場立地調査簿に記載された工場適地の区域 イ アに準じるものとして知事が特に認める用地の区域 ウ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第一項に規定する実施計画において定められた産業導入地区の区域 エ その他、企業誘致に資するものとして知事が特に認める区域 ・製造業、流通加工業及び自然科学研究所の工場等の誘致を目的とした用地面積が、産業用地整備事業に係る全体用地面積から公共基盤施設の用地面積を控除した面積の二分の一以上であること。 ・県によるその他の補助金の交付を受けていない公共基盤施設であること。	留意事項
	千葉県立地企業補助金交付要綱				
根拠法令等					
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	※申請は随時（参考例） 整備計画の申請 ※申請は、公共基盤施設の着工前に行う必要がある。  整備計画の認定 工事着工 補助金の交付申請 補助金の交付決定           実績報告 補助金の額の確定 補助金交付	補助対象事業・補助基準等  ○補助額 市町村が負担する公共基盤施設（道路、調整池、上下水道、緑地等）の工事費等の1／2 ○補助限度額 5億円	事例等  対象市町村等数  実施市町村等数（5年度）	令和元年度 制度創設 令和元年度 (0件) 令和2年度 (0件) 令和3年度 (1件) 柏市 令和4年度 (1件) 柏市 令和5年度 (1件) 柏市  ※  1
				備考 令和6年度当初予算額 637,900千円 (企業向けも含めた立地補助金全体の予算額) ※対象市町村数は、県内全市町村	

助成事業名	立地企業補助金（産業用地可能性調査事業）				
-------	----------------------	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	6-3	県担当課	企業立地課	室	産業用地整備支援室	内線	2749
事業実施主体	市町村	関係省庁名							

事業の目的・概要	県内への企業立地を促進することにより、経済の活性化と雇用の確保を図るために、県内への企業誘致のインセンティブとして立地企業及び産業用地の整備等に係る支援を行う市町村に対し補助金を交付する。			○補助の要件 ・市町村の都市マスタープラン等と適合していること又は今後適合することが見込まれること。 ・これまでに当該補助金の交付を受けていない箇所であること。	留意事項				
	千葉県立地企業補助金交付要綱								
根拠法令等	※申請は随時（参考例） 調査計画の申請 ※申請は、調査業務の着手前に行う必要がある。			補助対象事業・補助基準等	留 意 事 項	令和元年度 制度創設 令和元年度 (1件) 芝山町 令和2年度 (1件) 我孫子市 令和3年度 (2件) 白井市、野田市 令和4年度 (3件) 松戸市、成田市、横芝光町 令和5年度 (2件) 匝瑳市、東金市			
	4 調査計画の認定 5 調査業務着手 6 補助金の交付申請 7 補助金の交付決定 8 9 10 11 12					事例等			
申請時期・手続き等	10 対象市町村等数 11 12 実施市町村等数（5年度）			○補助額 次の各号に掲げる調査費の二分一 ・事業採算性の検証 ・企業の立地ニーズ ・地権者調査 ・その他事業化に向けて必要な調査 ○補助限度額 300万円	備考	※ 2			
	1 実績報告 2 補助金の額の確定 3 補助金交付 4 5					令和6年度当初予算額 637,900千円 (企業向けも含めた立地補助金全体の予算額) ※対象市町村数は、県内全市町村			

助成事業名	千葉県伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金						
-------	-----------------------	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	6-4	県主管課	観光政策課	室	旅行業振興班	内線	2416
実施事業主体	市町村	関係省庁名							

事業の目的・概要	千葉県の風土と生活の中で育くまれ、受け継がれてきた伝統的工芸品産業の振興を図るため、市町村が行う千葉県伝統的工芸品産業後継者養成事業に要する経費について、当該市町村に対し、補助金を交付する。	補助対象事業・補助基準等	1 補助対象経費 後継者養成事業に要する経費内容 (1) 研修費 ア 研修講師謝金 イ 養成期間中の賃金 (2) 教材費 2 補助率 市町村支出額(市町村負担+県負担)の2分の1以内であって、かつ、当該経費の3分の1以内の額 3 補助金の限度額 30万円 4 事業実施期間 原則として3年間	留意事項
根拠法令等	千葉県伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付要綱		上欄2 補助率のとおり	
申請時期・手続き等	4 実績報告(前年度分) 交付申請 交付決定 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 実績報告 確定 5	補助率・額		令和3~5年度実施市町村 実施なし 対象市町村等数 54 実施市町村等数(5年度) 一
				令和6年度当初予算額 300千円 備考

助成事業名	観光地魅力アップ整備事業							
-------	--------------	--	--	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	6-5	県主管課	観光政策課	室	旅行業振興班	内線 2416
事業実施主体	市町村 民間事業者等（民間企業の場合は中小企業に限る）							

事業の目的・概要	国内外から本県を訪れた多くの方々の満足度を高め、再訪意欲及び消費行動を促すため、快適で利便性の高い観光地の受入環境の整備に要する経費の一部を助成する。		○補助対象施設 観光公衆トイレ、駐車場（一体で整備される付随設備（自転車用駐輪設備等、施設機能の強化に資するもの）を含む）、観光案内板、観光案内所、観光誘客に効果のある照射設備。	留意事項 ・県の他の補助金等が交付される事業は除く。 ・県の補助金等により整備・改修した施設については、当該補助制度に規定する耐用年数等を超えていないものは補助の対象外とする。
	根拠法令等 観光地魅力アップ整備事業補助金交付要綱			
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	補助対象事業・補助基準 補助率・額 状況報告 実績報告 補助金額の確定 補助金交付	○補助対象団体 ・市町村 ※市町村以外の者が整備する場合は市町村を通じた間接補助  【整備例】 ・一宮海岸トイレ(一宮町) ・ちあきのいちご園駐車場(大網白里市・間接補助) ・道の駅しょうなん観光案内板(柏市)	留意事項 令和3年度実施市町村等 7市、4町 令和4年度実施市町村等 9市、3町 令和5年度実施市町村等 (交付決定件数(R6.2現在)) 9市、4町  対象市町村等数 54  実施市町村等(5年度) 13  備考 令和6年度当初予算額 100,000千円

助成事業名	ちばワーケーション受入体制強化事業補助金 (ちばワーケーション受入促進事業)					
-------	---	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	6-6	県担当課	観光政策課	室	新たな観光推進室	内線	3492
事業実施主体	市町村・観光関連団体等					関係省庁名			

事業の目的・概要	首都圏にありながら風光明媚で温暖な本県は、ワーケーション誘致を成功させるポテンシャルを秘めていることから、ワーケーション実施場所として選ばれる魅力ある地域を作るため、新たに本県での実施目的となるワーケーションプログラムの作成やワーケーションイベントの実施など、地域によりワーケーションを目的に来訪しやすい仕掛けを作成し、地域で連携して受入を実施する場合に必要な経費等について支援します。				補助対象団体		補助率・額	補助率	
					1 市町村	・補助対象事業 1①②③、2、3 対象経費の 2 / 3		・単独の市町村が実施 10,000千円	・複数の市町村が連携して実施 15,000千円
根拠法令等	ちばワーケーション受入体制強化事業補助金交付要綱				2 観光協会等、地域における観光振興を目的に設置された団体	・補助対象事業 1④ 対象経費の 1 / 2		留意事項	
					3 地域におけるワーケーションの受入れに継続的に取り組む宿泊事業者等の同業団体	・補助上限額			
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5				4 地域におけるワーケーションの受入れに継続的に取り組むことを目的として、宿泊施設の事業者を含む、地域におけるワーケーションの受入環境を構築するために必要な施設の事業者等で構成された団体	補助対象事業	事例等	令和3年度実施市町村等 5市町6団体	
					1 地域で連携した受入体制を構築する費用 ① 地域で連携して受け入れるために要する経費 ② コーディネーター等の人材育成 ③ 地域におけるワーケーション情報を発信するために要する経費 ④ ①を実施する場合で必要と認めるもので、ワークスペースの改修及び備品等の購入	事例等	令和4年度実施市町村等 3市町内の3団体 (富津市、鴨川市、神崎町の3つの民間事業者団体に補助を実施)		
					2 ワーケーションの実施を検討する企業等と連携したモデル事業の実施経費 3 受入体制を強化するための勉強会等の開催経費	補助基準等	令和5年度実施市町村等 3市町内の4団体 (君津市、南房総市、成田市の3つの自治体及び民間事業者団体に補助を実施)		
					【補助事例】 受入環境整備…Wi-Fi 環境整備、机・椅子等の備品購入等 情報発信…HP 作成、チラシ作成等 モデル事業…モニターツアー実施 勉強会…外部講師を招聘し、勉強会・現地視察を実施				
					対象市町村等数 54				
					実施市町村等数(5年度) 4				
					令和6年度当初予算額 50,000千円				

助成事業名	観光コンテンツ高付加価値化促進事業					
-------	-------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	県単	分類	6—7	県担当課	観光政策課	室	新たな観光推進室	内線	3492
事業実施主体	市町村、観光関連団体（DMO、観光連盟、観光協会等）、法人（会社、公益社団法人、NPO法人等）、その他知事が認める団体								

事業の目的・概要	中長期的な観光需要の拡大を図るため、市町村や観光に携わる民間事業者等が実施する、継続性のある広域的な取組に対し、経費の一部を助成します。			○補助対象事業 ・新たな観光コンテンツの開発 ・既存観光コンテンツの磨き上げ (上記事業に付随するイベント、情報発信、プロモーション等も対象となります。) ※毎年継続的に実施しているイベントや継続的な取組に寄与しない単発のイベントは補助対象外となります。	留意事項	補助金交付決定にあたり、外部有識者からなる審査会を開催します。審査会の答申を踏まえ決定するため、その審査結果によっては対象事業であっても採択事業とならない場合があります。			
	観光コンテンツ高付加価値化促進事業 補助金交付要綱					令和3～5年度実施市町村 実施なし			
根拠法令等				○補助要件 ・市町村域を越えた広域的な取組であること。 ・継続性が見込まれる事業であり、将来的に行政からの補助金等に頼らず自走していくことが可能となる取組であること。 ・宿泊客の増加や観光消費額の拡大につながる取組であること。	補助対象事業・補助基準等	事例等	対象市町村等数 54		
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12	公募開始 公募締切 補助金交付決定	○補助対象団体 市町村、観光関連団体（DMO、観光連盟、観光協会等）、法人（会社、公益社団法人、NPO法人等）、その他知事が認める団体		実施市町村等数（5年度） —				
	1 2 3 4 5	実績報告 補助金額の確定 補助金交付 ※債務負担行為を設定しているため、翌年度においても事業実施が可能。	○補助率 補助対象経費の3分の2以内 ハード整備は原則対象外とするが、コンテンツ開発に密接に関連し、必要不可欠なものに限っては、対象経費と認めることがあり、その補助率は、2分の1以内（上限額は、10,000千円） ○上限額 予算の範囲内 (令和6年度予算：100,000千円)	補助率・額	備考				